

報告案件

都市計画道路の

見直し(廃止)候補路線の手続き

都市計画道路の見直し（廃止）候補路線の手続きについて

1. 概要

都市計画道路とは、都市計画法に基づき定められた道路であり、都市の骨格を形成し、安全で安心な暮らしと機能的な都市活動を確保するための道路です。

＜都市計画道路の機能＞

- ▶人や物資の移動のための「交通機能」
- ▶景観・日照権の確保や災害時の避難経路等の収容空間としての「空間機能」
- ▶都市の骨格の形成を促す「市街地形成機能」

2. 都市計画道路の見直しの背景

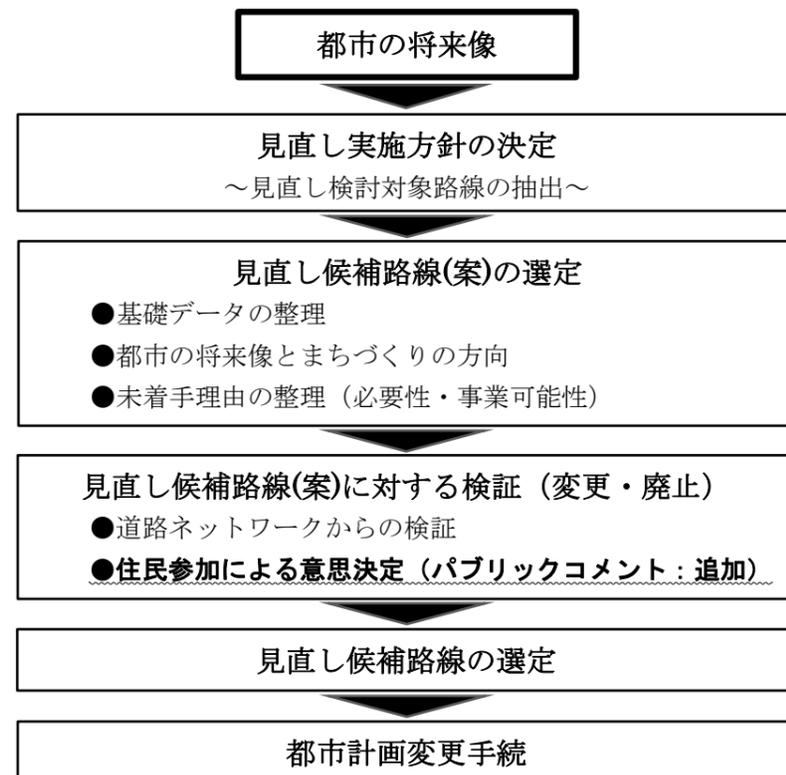
これまで、都市計画道路は順次、整備を進めてきているところですが、その一方で人口減少や財政状況などの社会情勢の変化により、都市計画道路を取り巻く状況に変化が生じ、長期間にわたり未着手となっている路線も存在している状況となっております。

このような長期未着手路線については、建築物の建築に制限を加え、土地利用計画や土地の有効利用などの面に影響を及ぼすことから、当市では社会経済情勢の変化を踏まえ適時適切な見直しに取り組んでおります。

3. 見直し候補路線の選定

都市計画道路の見直し方法については、国土交通省が都市計画運用指針の中で考え方を示し、新潟県が平成18年に長期未着手路線の見直し手続きが円滑に取り組めるよう「新潟県都市計画道路見直しガイドライン」を策定しております。

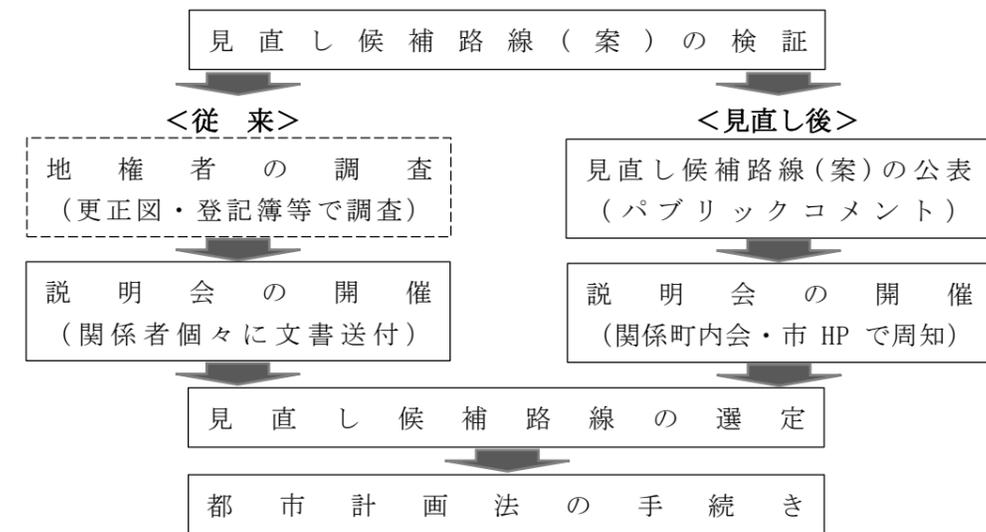
当市では、このガイドラインに基づき、都市計画道路全78路線(約181,000m)のうち、未着手区間のある47路線(約91,000m)を見直し検討対象路線として抽出し、基礎データの整理に加え、都市の将来像とまちづくりの方向を見定め、その必要性や事業可能性等を整理したうえで、道路ネットワークからの検証を行い、見直し候補路線を選定しております。



4. 住民参加による意思決定（パブリックコメント）

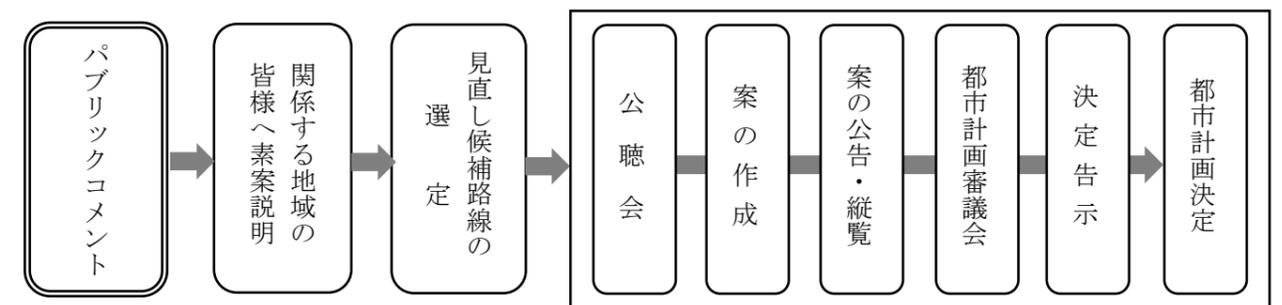
これまでの見直しの手続きとしては、住民との意見調整を図るため候補路線(案)の検証を行ったのち、土地や建物の権利者を特定し説明会の開催文書に関係者個々に送付する等、路線ごとに調整を行ってききました。

しかし、今後、見直し(廃止)を検討していく路線は、周辺住民の日常生活を支える生活道路であるとともに、広域的に多くの方々が利用される幹線道路であり、対象地権者も多くなることが考えられることから、見直し(廃止)の手続きにあたっては「パブリックコメント」を活用した住民参加による意思決定を新たに加え、広く周知を図りながら円滑に進めていきたいと考えております。



5. 今後のスケジュール

パブリックコメントの結果を踏まえ地域の皆様から意見を聴き、見直し(廃止)候補路線を選定したうえで路線ごとに順次、都市計画の手続きに入る予定です。



6. 令和7年度に公表(パブリックコメント)する見直し(廃止)候補路線(案)

路線名	廃止延長	廃止区間
① 本町中央線	約2,100m	中央一丁目地内～五智六丁目地内
② 黒井下門前線	約2,100m	黒井地内～港町二丁目地内
③ 大瀧直江津線	約300m	港町二丁目地内
④ 五分一高田新田線	約1,100m	南本町三丁目地内～大和三丁目地内

報告案件

都市計画道路の

見直し(廃止)候補路線の手続き

都市計画道路のとは

- 良好な都市環境と円滑な交通環境を支えると共に、市街地の骨格を形成し都市の貴重な空間となる根幹的な道路
- 都市計画法に基づき、あらかじめ位置、経路、幅員等を定められた道路



中屋敷藤野新田線
(謙信公大通り)



脇野田岡原線
(上越妙高駅付近)

都市計画道路の機能

- 人や物資の移動のための「交通機能」
- 景観・日照権の確保や災害時の避難経路等の収集空間としての「空間機能」
- 都市の骨格の形成を促す「市街地形成機能」

都市計画道路の種類	道路の機能等
自動車専用道路	国土レベルの広域的自動車交通を処理し、車両の出入制限を行い自動車専用とする道路
幹線街路	都市間交通や都市内交通を処理し、都市構造に対応したネットワークを形成する道路
区画街路	地区における宅地の利用に供するための道路
特殊街路	歩行者専用道路等専ら自動車以外の交通に使われる道路



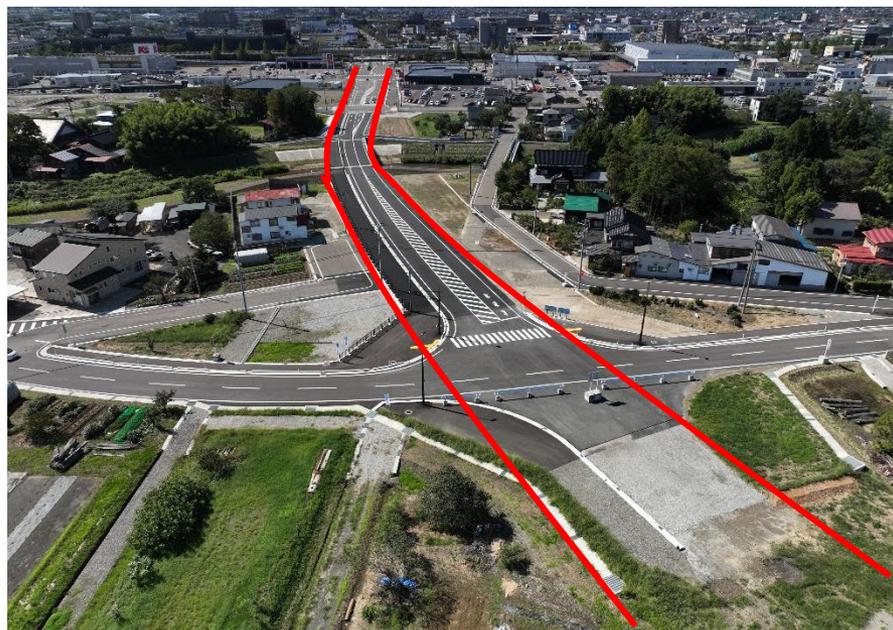
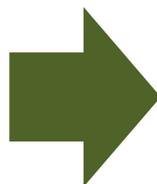
自動車専用道路

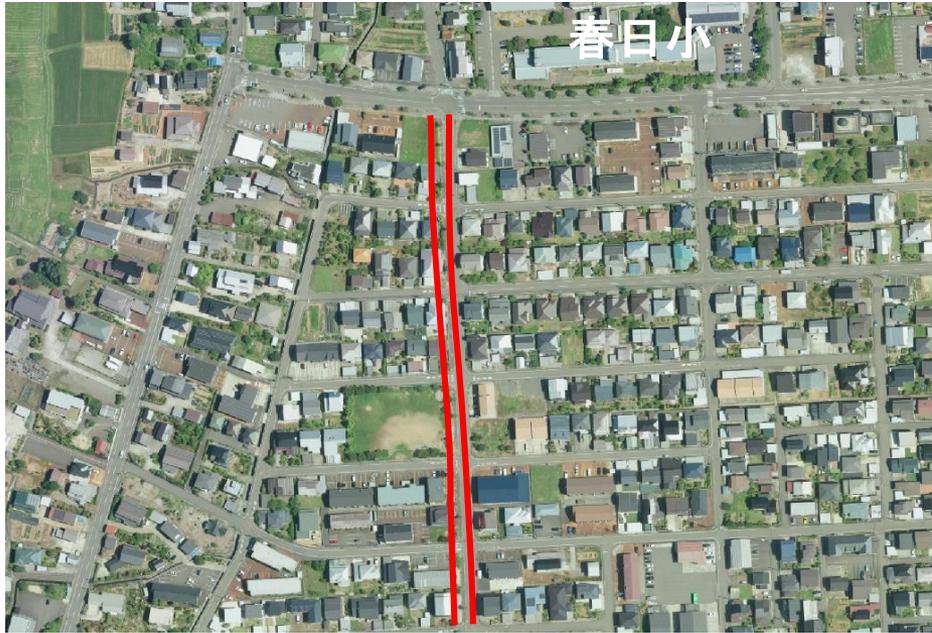
上越魚沼線
(寺インター付近)



黒井藤野新田線
(三田インター付近)

幹線街路





区画街路

中屋敷春日小学校線
(春日小学校付近)

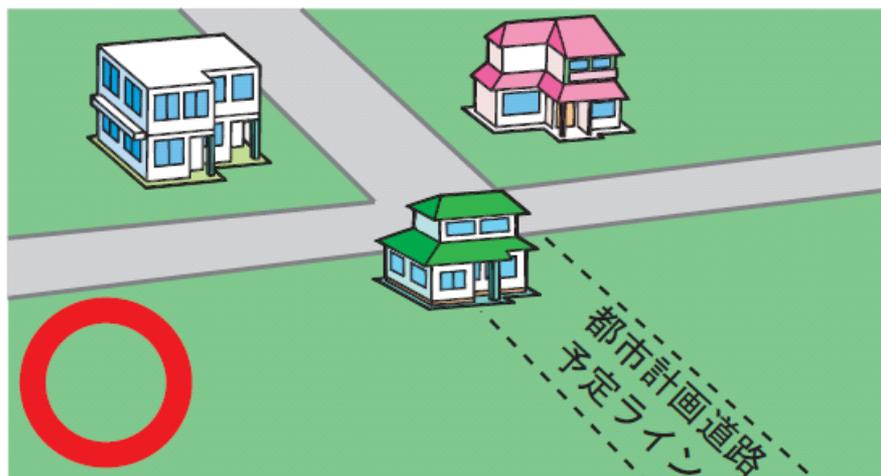
直江津駅線
(直江津駅自由通路)

特殊街路

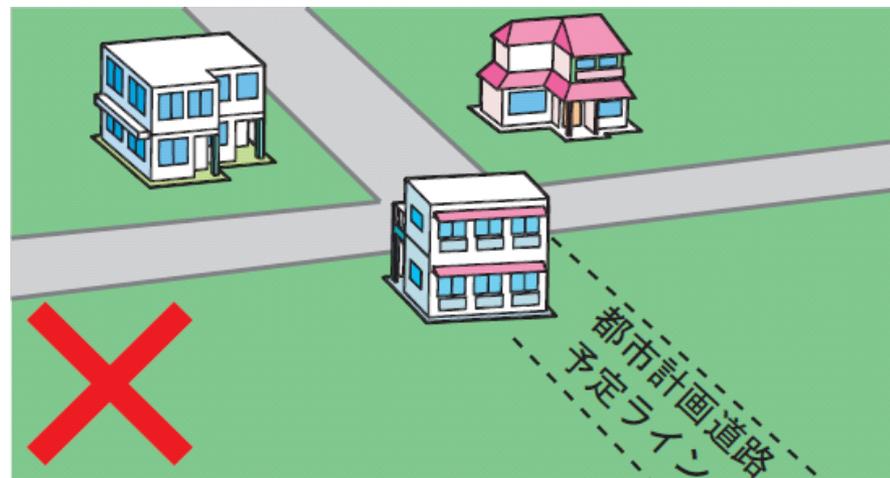


建築の制限

- 都市計画道路が計画されている場所には、建物の建築に際して一定の制限がかけられている。
- ※ 都市計画道路の区域内において建築物を建築する際、市長の許可が必要

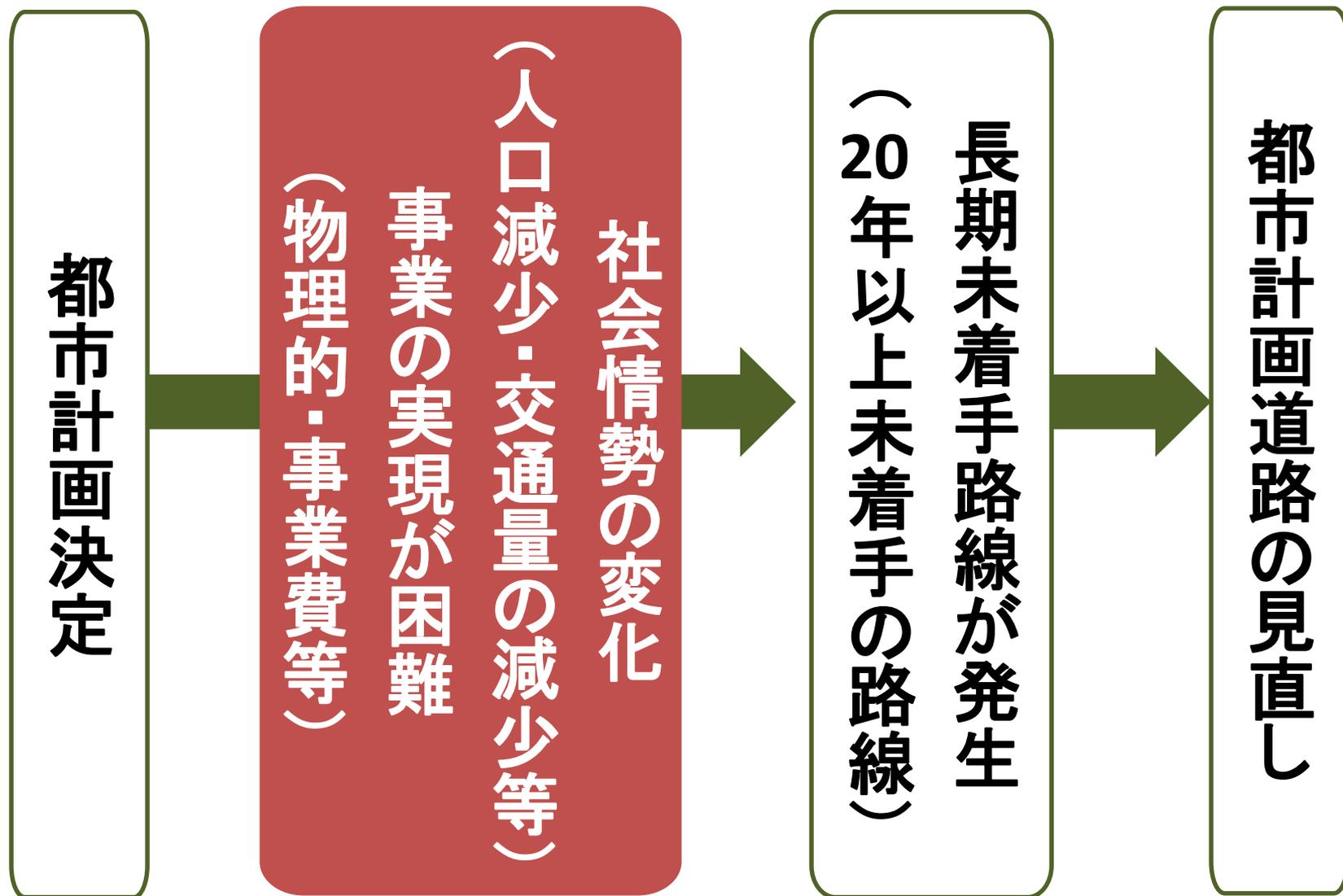


木造 2 階建ては建築可能



三階建て・鉄筋コンクリート造は建築不可能

都市計画道路の見直しの背景



見直し候補路線の選定

都市の将来像の確認

見直し候補路線（案）の選定

- 基礎データの整理
- 都市の将来像とまちづくりの方向性
- 未着手理由の整理（必要性・事業可能性）

見直し候補路線（案）に対する検証（変更・廃止）

- 道路ネットワークからの検証
- 住民参加による意思決定（パブリックコメント：追加）

見直し候補路線の選定

都市計画変更手続き

見直し候補路線(案)の検証

<従 来>

地権者の調査
(更正図・登記簿等で調整)

説明会の開催
(関係者個々に文書送付)

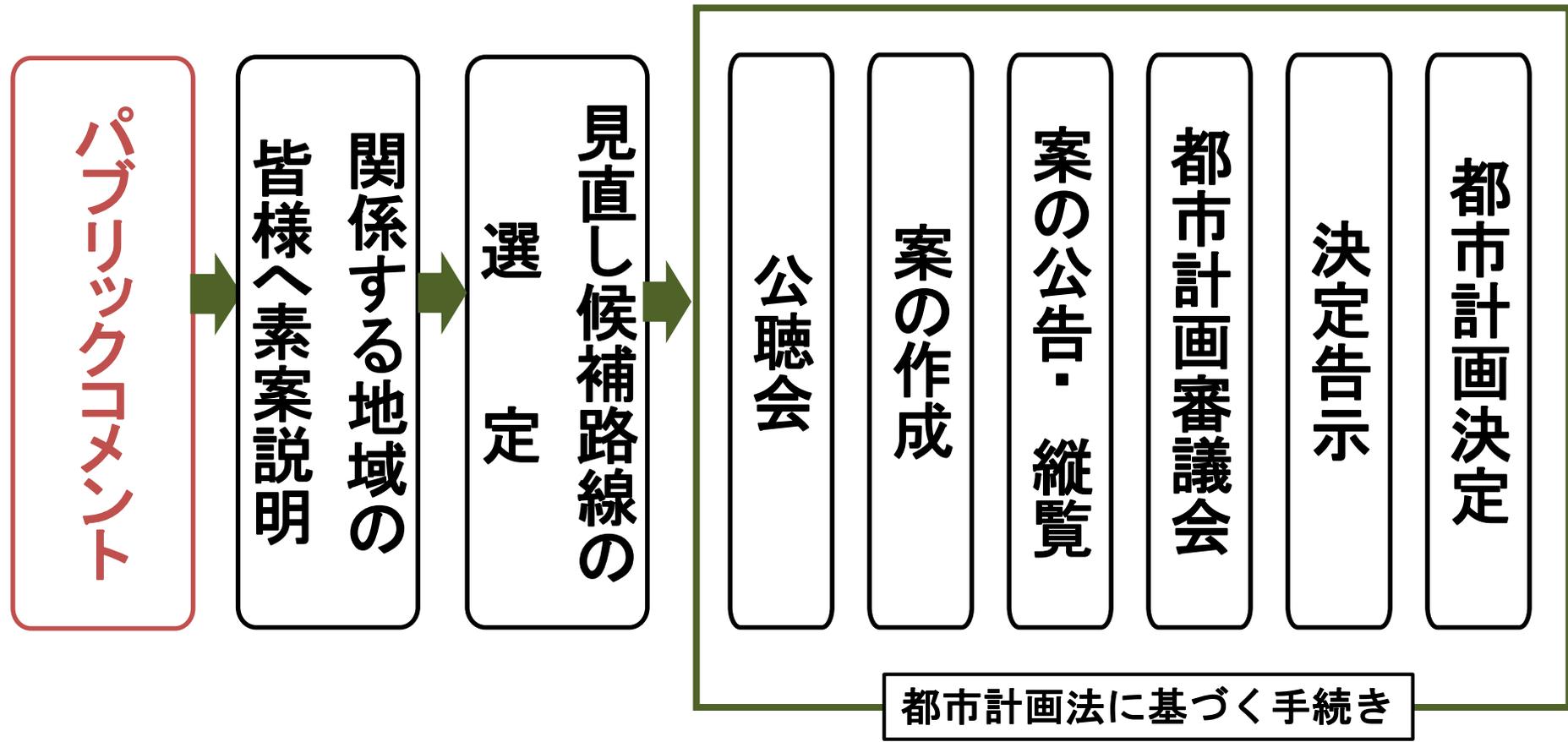
見直し候補路線の選定

都市計画法の手続き

<見直し後>

見直し候補路線(案)の公表
(パブリックコメント)

説明会の開催
(関係町内会・市HPで周知)



路線名	廃止延長	廃止区間
① 本町中央線	約2,100m	中央一丁目地内 ～ 五智六丁目地内
② 黒井下門前線	約2,100m	黒井地内 ～ 港町二丁目地内
③ 大瀧直江津線	約300m	港町二丁目地内
④ 五分一高田新田線	約1,100m	南本町三丁目地内 ～ 大和三丁目地内

報告案件

上越市立地適正化計画の変更

変更の内容

- 令和5年度に実施した都市計画基礎調査の結果を踏まえ、都市再生特別措置法の規定に基づく防災指針の追加等を行うため、上越市立地適正化計画を次のように変更する。

■ 防災指針の追加

令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に記載すべき事項に防災指針が追加されたことを受け、本計画に定める事項に防災指針を追加する。

■ 目標値の追加

集約都市形成支援事業費補助金交付要綱第3条第1項第2号口の規定に基づき、本計画に定める目標値に「公共交通利用者数等に関する目標値」及び「財政状況等に関する目標値」を追加する。

■ 居住誘導区域の変更

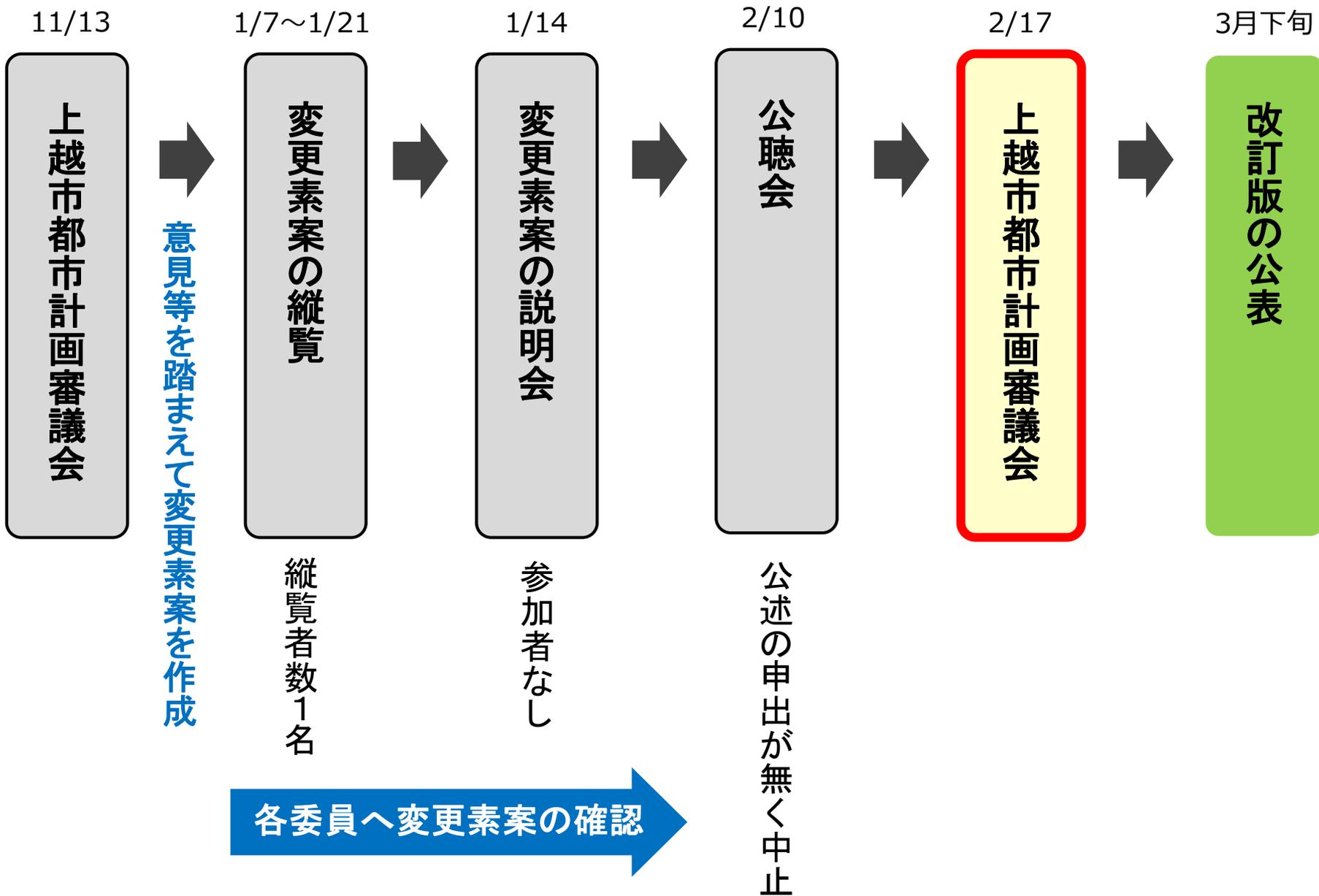
面積（変更前）	面積（変更後）	備考
約 3,258 ha	約 3,254 ha	約 4 ha減

（面積の内訳）

- ・ 洪水浸水想定区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）に該当する区域 ▲約3.7ha
- ・ 市街化調整区域へ編入予定の区域 ▲約0.7ha

■ その他の変更

都市再生特別措置法第84条の規定に基づく評価等を行った結果、本計画の記載事項の時点修正等を行う。



変更素案に関するご意見等一覧